

I 調査事件

1 所管事項

少子化対策及び女性の活躍促進に関すること

2 調査並びに審査事務

- (1) 少子化対策に関すること
- (2) 女性の活躍促進に関すること
- (3) 働き方改革に関すること
- (4) 健康づくり及びがん対策に関すること

II 調査の経過

本県の合計特殊出生率は、1970年代の第2次ベビーブーム期以降長期的に低下傾向にあり、2004年には過去最低まで落ち込んでいる。近年は微増傾向が続いているが、2045年には本県の総人口は100万人を下回り、人口の4割以上が高齢者になると予測されている。また、平成27年国勢調査によると、本県の女性の就業率は全国最下位であり、専業主婦率も全国1位という状況となっているが、平成22年国勢調査以降の女性の就業率の上昇や、県が実施した結婚・子育て実態調査における第1子出産後も仕事を続ける方の割合が平成25年から平成30年の5年間で13.2ポイント上昇する等の改善の兆しも見られる。

本委員会は、少子化問題を解決するとともに、女性の活躍を促進することで、地域を元気にしていくことができるよう、少子化対策に関すること、女性の活躍促進に関すること、働き方改革に関すること、健康づくり及びがん対策に関することを調査・審査するため、令和元年5月22日に設置された。以来、11回にわたり委員会を開催し、関係部局からの説明を聴取するとともに、県内における取組などの調査を行った。

III 調査の結果

1 奈良県の取組状況

県は、少子化対策及び子ども・子育て支援として、現在は「奈良県すべての子ども健やかはぐくみプラン」に基づき各種施策を推進している。

また、男女共同参画や女性の活躍推進に関しては「男女でつくる幸せあふれる奈良県計画」(第4次奈良県男女共同参画計画・第2次奈良県女性活躍推進計画)に基づき

各種施策に取り組んでいる。

健康づくり及びがん対策としては、「なら健康長寿基本計画」及び「第3期奈良県がん対策推進計画」に基づき各種施策に取り組んでいる。

県が戦略として掲げる奈良県政発展の目標と道筋を示す「奈良新『都』づくり戦略2021」に沿い、本委員会では、「地域で子どもを健やかに育てる」、「女性活躍の推進・働き方改革」、「健康寿命日本一を目指した健康づくり」という点に着目し、下記の奈良県の取組状況について調査を行った。

(1) 地域で子どもを健やかに育てる

<主な事業の内容>

保育の量の確保と質の向上

- ・保育士の確保・定着
- ・保育士の働き方改革
- ・子どもを安心して預けられる受け皿確保

子育て不安の解消、出生率向上

- ・若年期への県内就業・再就職支援の充実
- ・妊娠期からの切れ目のない子育て支援
- ・多様な主体による子育て支援環境の整備
- ・男女がともに支え合う家庭生活の実現

子どもの居場所づくりと里親制度の普及

- ・こども食堂等によるやさしさあふれる地域づくりの推進
- ・放課後児童クラブの運営内容の向上・充実
- ・里親制度の理解と普及

児童虐待防止

- ・虐待の未然防止
- ・虐待発生後の対応強化
- ・県と市町村の体制の強化

(2) 女性活躍の推進

<主な事業の内容>

女性の幸せ応援プロジェクト

- ・県内企業とともに進める女性活躍の推進
- ・女性への様々な就労支援
- ・新たな分野にチャレンジする女性への支援

子どもの貧困対策とひとり親家庭支援

- ・ひとり親の確実な就業のための取組

- ・資格取得による自立を促進
- ・暮らしの安定のための子育て・生活支援

(3) 健康寿命日本一を目指した健康づくり

<主な事業の内容>

健康増進施策の推進

- ・減塩・野菜摂取の推進
- ・運動
- ・がん検診
- ・たばこ対策の推進
- ・自殺対策
- ・要介護期間

がん対策の推進

- ・がん対策を支える基盤整備
- ・がん患者等への支援
- ・がん予防・早期発見
- ・がん医療

2 県内の取組状況

(1) 奈良県中央こども家庭相談センター

(調査目的：児童相談及び女性相談の機能強化並びにその取組について)

奈良県中央子ども家庭相談センターは、児童相談部門と女性相談部門において県北部16市町村を管轄している。児童相談部門では、18歳未満の子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護することを目的に家庭その他からの相談に応じ、また、女性相談部門においては、女性の基本的な人権の保護の視点から日常生活を営むうえで問題を抱える女性の相談に広く応じている。

児童相談部門では、児童福祉司、児童心理司、保健師や医師などの専門職が総合的に調査、診断、判定し、それを基に援助方針を立て、助言、指導、施設入所、里親委託等により、子ども及び家庭を支援、援助している。

相談件数は、子どもが減少するなか右肩上がりが増加している。その内訳は、半数は障害相談だが、次に虐待相談を含む養護相談が多く、中でも時間、労力を考えると、虐待相談及び非行相談のボリュームが非常に大きい。年齢別で見ると、0～3歳は虐待相談が、4～6歳は障害相談が多く、非行相談は思春期にピークを迎える。経路別受付件数は、家族・親戚からが最も多いが警察からも虐待事案を中心に一定数ある。虐待相談件数は、毎年増加し続ける全国の状況と比べると平成29年度が1,481件と平成26年度以降わずかに減少しているが、依然高い水準と言

える状況にある。虐待相談の種類は、平成29年度の51%が心理的虐待であり、近年、全国的にも奈良県でも心理的虐待が増加傾向にある。被虐待児は就学前の子どもが約半数を占める。

入所措置は38件、里親委託は11件しかなく、助言指導、継続指導、児童福祉司の指導が大多数で、虐待の場合でも地域で家族と生活させながら在宅支援している。

一時保護所で保護した人数は、平成29年度が153人(実人数)。保護した児童の相談種別では、虐待相談が85人と他と比べ圧倒的に多い。虐待は命にかかわることから優先的に一時保護している。一時保護後、児童福祉施設入所が33人、里親委託が9人であり、一時保護した子どもの約28%が施設入所となっている。

何らかの理由により家庭で生活できない子どもを地域、国が育てる社会的養護には、乳児院や児童養護施設など施設で子どもを養育する施設養護と、里親など家庭的な環境のもとで子どもを養育する家庭養育がある。里親委託の社会的養護に占める割合については、平成20年度は31人で8.6%、平成29年度は59人で18%となっている。奈良県では里親の登録数が少ないが、工夫を重ねたことで平成29年度に里親委託中の児童数は社会的養護に占める割合として全国並みの水準となった。

虐待通報に24時間365日対応できるように、平成17年4月からは夜間休日対応員を配置、平成27年4月からは現役の警察官を配置している。平成29年4月には、専門職確保のため福祉職の採用を開始するとともに、非常勤の弁護士を配置して法律の専門家にいつでも相談できる体制を構築している。

法改正により平成17年4月から児童相談窓口が市町村に移り、これを受けて児童相談所の新たな機能として市町村援助が加わった。市町村によって対応能力に差があるので、市町村との役割を明確に線引きせず柔軟に対応できるようにしている。

児童福祉司やスーパーバイザー、児童心理司の配置標準を満たせておらず、必要数を確保すること、それに伴い採用した児童福祉司の養成が今後の課題である。

児童虐待通告があれば、48時間以内に信頼できる人が子どもを現認することがルールであるが、48時間以内に9割以上現認できており、48時間経過後を含めると100%現認できている。

以上のように、業務は多岐にわたり警察や市町村と密な連携をとりながら、子ども・女性への相談等の対応にあたっており、児童虐待が社会問題となるなか、通報に24時間365日対応できる体制を整え、虐待通告に対する現認を完遂するなど実績をあげている。ただし、児童福祉司の数等の法律に定める標準を満たせていない事項もあり、今後の対応を要する課題もある。

(2) 生駒市

(調査目的：ママのプロボノ活動促進事業での女性の活躍促進、子育て層に住みやすいまちづくり・イコマニア100の実施について)

①ママのプロボノ活動促進事業での女性の活躍促進について

プロボノとは、ラテン語のPro Bono Publico（意味：公共善のために）からきており、日本語では社会的・公共的な目的のために仕事で培った技術を活かすボランティア活動のことを指す。ママボノとは、育児休業中や離職中の子育て女性（＝ママ）が仕事復帰するに当たり、子育てと仕事の両立に不安を覚えるママが集まって、NPOなどに仕事のスキルや経験を活かして支援することを指す造語であり、復職へのリハーサル、社会貢献を始めるきっかけとなり、地域での新たなつながりも得られる。支援を受けるNPOには、団体の課題解決や団体運営の向上につながるメリットがある。

生駒市がママボノを企画した背景には、生駒市の女性の就業率が全国平均を下回っていることがある。スキルや経験が豊富だが、再就職や職場復帰に不安を感じている人が多数おり、ママボノを通して支援を行っている。

ママボノは、約2ヶ月間、週あたり5時間、自宅を中心に活動できるプログラムである。事業の流れは、まず、支援を希望するNPO等の団体の募集から行き、支援を希望する内容や課題がママボノに適しているかを確認し、支援団体を決定する。支援団体・内容が決まれば、ママボノワーカーの募集を行う。応募したママのスキルや希望する支援先によってチーム編成を行い、ママだけの事前オリエンテーションを行う。ここで、メンバーとの顔合わせとキックオフに向けた事前準備を行い、その後のキックオフミーティングでプロボノが開始となる。キックオフミーティングでは、ママと団体が初めて対面し生の声を聴くことで、団体の持つ課題に対し何ができるのかを探る。キックオフミーティングで聞き取れなかったことや作業するなかで出てきた質問はメールや現地見学などで確認・調整を行い、2ヶ月後に成果発表を行う。

平成28年度の実績は、新商品メニューの開発、団体用ホームページの作成、新規プログラムのニーズ調査という課題に対して15人のママが参加した。平成29年度の実績は、会員獲得のチラシ製作、スタッフ用マニュアルの作成、災害マニュアルの作成の課題に対し10人のママが参加した。

ママたちの応募理由としては、単に社会貢献活動ができるというのではなく、「社会とのつながり、人とのつながりができそう」「視野を広げることができる」などがあり、それぞれが思いを持って参加している。

参加後のアンケートを見ると、参加したことに対する全体の感想、支援先に対する提案の満足度、メンバー同士のコミュニケーションについて、参加したママ全員が「非常によかった」、「よかった」と回答している。また、経験の幅が広が

り、スキルアップにつながったかの問いに対しても86%の人が「強く思う」、「やや思う」と回答している。個別の意見では、「関与したことのない分野や職種の方々と接することできた」、「社会にできる自信が持てた」、「子育てママと色々話す時間が楽しかった」などの回答があり、よい刺激を受けたことがうかがえる。地域活動に関わった達成感や復職に向けたポジティブな意見があった。

②子育て層に住みやすいまちづくり・イコマニア100の実施について

イコマニアの取組では、いこまを愛する市民、市民団体、事業者、行政等の協働により行われる地元「いこま」の公共・公益イベントを「イコマニア」として認定し、にぎわいのある楽しいまちづくりを進めることで、協働・協創のまちづくりに取り組むことを目的としている。

毎年度、認定件数及びイベント件数は増加している。認定されると、チラシやポスターにロゴマークが使用でき、さらに、生駒市の広報いこまちや市のホームページでイベントが紹介される。

認定されたイベントの分野は、子育て支援、環境、観光、伝統文化、音楽、スポーツ、健康、交流と多岐にわたる。子育て支援のイベント例として、「さくらんぼ市」、「鹿ノ台ふれ愛の場たわわ食堂」や「たけのこフェスタ」がある。「さくらんぼ市」はベビーマッサージ教室で出会ったメンバーが企画したイベントである。

イコマニアとして認定されたイベントは、対象が幅広く必ずしも子育て層を対象としたものに限らないが、女性の活躍や自己実現の機会の提供がなされていることや、子育て層をターゲットとしたイベントもあることから、子育てしやすいまちづくりに貢献している。

以上のように、生駒市の女性就業率が全国平均よりも低いという現状への対策として、市が女性と支援対象団体のマッチングを行うプロボノ活動促進事業により、より効果的に女性の経験やスキルを活かすことができ、女性の復職・再就職に向けたポジティブな姿勢を生み出すことができている。また、イコマニアの取組では、多様なイベントを認定することで賑わいのあるまちづくりを進めるとともに、子育て支援に関するイベントが市民同士の子育て層の交流や女性の活躍の場ともなっており、市民や市民団体、行政等が一体となり賑わいのある楽しいまちづくりが進められている。

IV 提言等

本委員会では、付議事件「少子化対策及び女性の活躍促進に関すること」について、「少子化対策」「女性の活躍促進」「働き方改革」「健康づくり及びがん対策」などの視点から調査検討をしてきた。

すべての家庭が安心して子育てでき家庭と地域がともに子どもを育む奈良県づくりを推進することで、少子化問題の解決を図るとともに、県内で働き暮らすすべての人々が、青年期から壮年期まで、それぞれのライフステージを通して、自らの能力を最大限に発揮し、それぞれが考える幸せを実現できる奈良県づくりを行う観点から、次のとおり提言する。

1 少子化対策の強化について

(1) 安心して妊娠・出産できる環境整備

本県の出生数は、年々減少しており、2020年には7,831人にまで減少している。少子化対策のための取組は、若年層の経済的基盤の安定や仕事と家庭のワーク・ライフ・バランス、子育ての不安感・負担感軽減等、幅広く多様であるが、妊娠・出産期の不安に対する取組も非常に重要である。現在、県南部に住む方が産科を受診する場合、遠方であっても三次救急を受け入れる県立医科大学附属病院を選ぶことが多い。経済的にも時間的にも負担が大きく、また、医療の役割分担の観点からも適切でないため、産科のかかりつけ医を持っていただくよう啓発活動が必要である。さらに、救急対応についても、南部の方をはじめ、県民が安心して出産できる環境整備が重要である。特にコロナ禍のような状況では、より不安感が大きくなるため、啓発活動や情報発信に一層努めることが期待される。

出産・育児に対する経済的な不安感・負担感に対して、保育や放課後児童クラブや児童手当等の経済的負担感が少なくなるような県独自の支援や国への要望等、積極的な取組が必要である。夫婦が理想とする子ども数を生むことができるよう、安心して出産・子育てができる総合的な環境整備が期待される。

(2) 保育施設の体制整備

保育環境の体制整備については、保育所等に入所している子どもがいる保護者が新たに出産し育児休業を取得した場合に上の子どもが退所しなくてはならないという「育休退所」について、子育てへの不安解消に配慮した検討が必要である。「育休退所」は少子化対策や女性の活躍支援とも関わる問題であるが、市町村によって保育ニーズや受入体制が様々であり、また、待機児童問題とも関わるため、十分に市

町村とも意見交換を行い、この問題への相談やサポートを継続するべきである。また、コロナ禍での保育士の業務は消毒作業や三密回避など感染防止対策により増大しており、保育現場での業務負担の軽減は喫緊の課題となっている。児童福祉法による保育士の配置基準を見直し、コロナ禍のような事態にも柔軟に対応できる体制整備が必要である。

(3) こども家庭相談センターの役割

経済的及び社会生活上の困難な状況に置かれている子どものための支援としては、こども家庭相談センターの果たす役割が大きい。障がいを持つ子どもの相談や虐待相談、非行相談等、時には警察や市町村の窓口とも連携しながら支援を行っている。近年、児童虐待が増加する中、児童虐待通報に24時間365日対応できる体制を整え、虐待通告に対する現認を完遂するなど実績も上げているが、児童福祉司数等が法定標準を充たしていないため、児童福祉司の配置を充実させ、併せて、新たに増員する経験の浅い職員にしっかりと研修を行うことが必要である。

また、児童相談所における一時保護については、子どもの生命と安全を守るため、遅滞なく適切に実施するとともに、一時保護所の良好な生活環境の提供及び専門性の向上、子どもの権利擁護、質の評価と改善を念頭に改善に取り組むべきである。東京都では、一時保護を経験した高校生等の意見を反映して改善している取組もあるので、子どもの権利が尊重されるよう入所した方など第三者の意見も聞きながらより良い施設となるよう取り組むべきである。

(4) ひとり親世帯への支援

ひとり親世帯のうち母子世帯においては、40%以上が年収200万円未満となっており雇用形態もパート・アルバイトとなるケースが多い。また、養育費についても半数以上が取り決めを行っておらず全く支払われていないケースが20%以上ある。このような現状から、ひとり親世帯の子どもは経済的に困難な状況に置かれるケースが多く、子育てにおける経済的不安解消のため、こども食堂の設置や諸外国のような養育費の立替えや取立て支援等のあり方を検討する必要がある。特に今回のコロナ禍のようなケースでは困窮するひとり親世帯が多いため、どのような支援ができるのか、他自治体の取組も参考に本県での対応も検討していく必要がある。

(5) 面会交流への取り組み

子どもと離れて暮らす一方の親が定期的・継続的に子どもと交流する面会交流は、信頼できる親子関係を築いていくために必要であるが、県内に面会交流の場所が無いために大阪府等の近隣施設を利用するケースが多い。県内でもより安全に面会交流ができる環境整備を検討する必要がある。特に今回のコロナ禍のようなケースにお

いても、感染防止対策に配慮しつつも面会交流が滞らないような対応が必要となる。また、家庭裁判所において離婚調停や面会交流調停がなされているため、家庭裁判所との支援情報の共有や情報提供等の働きかけは継続して行うべきである。

2 女性の活躍促進について

(1) 女性の就労支援

本県では、なら女性活躍推進倶楽部登録企業と連携した取組として、企業の魅力発信、働きたい女性が企業と出会う場づくり、会員間交流による企業のマインド改革のほか、支援団体と連携した起業を目指す女性支援等に取り組んでいるが、女性と男性の賃金格差があるのが現状である。家庭環境等によって非正規雇用となる女性が多いが、同一労働・同一賃金の考え方を導入し、能力を生かして働くことができる環境をつくっていくという視点が必要である。

また、多様な就労ニーズに応える多様な働き方の環境整備を進めているが、非正規雇用での就労や自宅での時間に縛られないテレワークといった就労形態について、女性に対する取組のみが目立つと、女性のみ家事等の合間に仕事をするよう促していると伝わってしまう可能性がある。県の取組の趣旨が適切に伝わるよう留意して情報発信を行う必要がある。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）への対応

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）の被害者の多くは女性であり、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を阻むものとなっている。県では、中央こども家庭相談センター内に「配偶者暴力相談支援センター」を設置し、DV被害者の支援を行ってきたが、相談にあたる相談支援職員全員が非正規の職員である。相談支援職員を正職員として配置するなど、配偶者暴力相談支援センターの相談支援体制の拡充とともに、職員のスキルアップにも取り組むよう検討されたい。コロナ禍では、男女ともに在宅時間が長くなり、DV加害者と過ごす時間が増えることで被害が増えることが懸念されたり、相談の電話をしづらいという状況に陥りやすい。被害者の状況を鑑みて、引き続き潜在的なニーズも意識して対応していく必要がある。

全国的にDV被害者支援は広がっているが、DV加害者への支援は広がっていない。先進国が取り組んでいるDV加害者支援を国が推進しないのであれば、奈良県としてDV加害者への支援に取り組む検討が必要である。

望まない妊娠をしたときの相談先として妊娠SOS相談窓口を以前は県で運営していた。現在は市町村が同様の相談を受けているが、市町村の体制に大きな差があ

り、専門的知見を持つ県で妊娠SOS相談窓口を有していたことは県民にとって大きな資産であったことから、再設置についての検討が必要である。

3 働き方改革の推進について

(1) 働き方におけるジェンダー平等

国際連合ではジェンダー平等の実現が持続可能な開発目標（SDGs）の一つに掲げられ、国際社会でも男女共同参画社会の実現が極めて重要であることが共通理解となっている。女性の就業状況などは少しずつ改善されてはいるものの、男性は長時間労働で帰宅時間が遅く、女性に家事・育児等の負担が偏りがちで、男女ともに希望する「ワーク・ライフ・バランス」の実現には至っていないという課題が残っている。その原因の一つとして、本県では、依然として固定的性別役割分担意識が根強いということが考えられる。県においては、固定的役割分担意識や管理的職業従業者における女性の割合の改善に向けて、高い目標をもって企業を牽引することが期待される。

また、男性は長時間労働で帰宅時間が遅く、女性に家事・育児等の負担が偏っていることを踏まえ、男性の育児休業取得の促進が重要である。また、企業等の経営者・管理職に対して、男性従業員の家事・育児参画は、男性自身の能力向上につながり、企業経営にも生産性向上などのプラスの効果をもたらすことについての理解促進を図り、職場での取組をきっかけに、男性の「働き方」とともに「暮らし方」を変えていくという気運を醸成することも必要である。併せて、一定の強制力を持ったクォーター制等の導入や賃金の正規・非正規割合を公表する等の企業の取組が社会的な評価に反映される仕組みを作ること等、企業の意識の改革を促す取組についても検討が必要である。

(2) 保育士への支援

保育士は、働く女性の支えであるといえるが、増大する保育ニーズに対応するため、保育士の確保の取組を進める必要がある。保育士の負担軽減や業務過多への対応といった働き方への支援の検討とともに、保育士の子どもが優先して保育所へ入所できる仕組みづくり等の取組について、継続的に進めていくことができるよう検討する必要がある。

4 健康づくり及びがん対策の推進について

(1) 健康づくりの推進

奈良県では、健康寿命を2022年までに男女ともに日本一とすることを目指し、保健、医療、福祉、介護などの関連施策に総合的に取り組んでいるが、健康寿命が伸びている一方で、平均要介護期間も伸びている等の課題があり、若い世代から健康づくりのための取組が必要である。

昨今の研究では、自分の歯で噛んで食べ物を摂取することは、健康上非常にメリットがあり、また、認知症の予防も期待できるとされている。しかし、歯の健康を維持するための定期的な歯科検診受診率が本県の男性においてあまり進捗していないため、特定健診において歯科検診を導入するなどの改善のための取組を検討する必要がある。

また、女性が仕事を継続し、活躍していくためには、女性の体が年齢によってどのように変化するのか等の健康リテラシーを持つことが重要である。健康診断はライフステージに応じた情報を得ることができる有効な手段であるため、検診後の医師との面談時等においてこのような取組が進められるよう検討が必要である。

(2) がん対策の推進

奈良県では、「がんにならない、がんになっても安心できる奈良県」を基本理念としているが、全国状況と同様に奈良県でも死因第1位はがんであり、がん対策の推進が必要である。

がんによる死亡を減少させるために、早期発見につながる健康診断やがん医療等が重要である。医療に関しては、都道府県がん診療連携拠点病院として奈良県立医科大学附属病院が、地域がん診療連携拠点病院として奈良県総合医療センター、近畿大学奈良病院、市立奈良病院、天理よろづ相談所病院が、地域がん診療病院として南奈良総合医療センターが、また、県の地域がん診療連携支援病院が3カ所あり、9つの拠点病院等がそれぞれ特色を活かしてがん医療にあたっている。県ではがんの見える化推進事業を実施し、「がんネットなら」というホームページに、県民ががんの治療や病院を選ぶ際に役立つ情報を掲載しているが、治療を受けるにあたり、事前に情報が行き渡るよう、がん患者の声も聞きながら運用をすすめていくべきである。

V おわりに

本委員会では、付議事件「少子化対策及び女性の活躍促進に関すること」について、「少子化対策」「女性の活躍促進」「働き方改革」「健康づくり及びがん対策の推進」の視点から調査検討をしてきた。

少子化の改善、子育ての不安感・負担感の軽減、女性の就労状況の改善、男女ともに働き方を改善し主体的に選択して過ごす時間の確保等、様々な課題があり、また、男性の育児休業取得促進等といったそれぞれに関連する内容もあるため、提言に掲げる検討を個別に進めるのではなく、広い視野で総合的に取り組む必要がある。

以上により、本委員会の調査は終了するが、社会全体が仕事・子育ての両立の重要性を認識し、男女とも活躍できる環境づくりに資する施策を講じるよう要請し、本委員会の報告とする。